

通所介護・第1号通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条

あんしんサポート株式会社（以下「事業者」という。）が開設するあんしんデイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用者に対し適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

- 2 事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。また、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 あんしんデイサービス
- 二 所在地 静岡県焼津市本中根485番地の1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、指定通所介護及び第1号通所介護の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、通所介護計画、または介護予防通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、

及び相談援助等の生活指導を行う。

三 介護職員 1名以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護、及び適切な機能訓練を行う。

四 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は、毎週月曜日から金曜日とする。

但し、12月30日～1月3日は休日とする。

二 営業時間は、午前8時00分～午後5時00分までとする。

但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

三 サービス提供時間は、午前9時00分～午後5時00分までとする。

(指定通所介護及び第1号通所介護の利用定員)

第6条

指定通所介護及び第1号通所介護の利用定員は10名とする。

(事業の内容)

第7条

事業の内容は下記に掲げるとおりとする。

一 生活指導、相談援助

二 健康チェック

三 口腔機能向上

四 食事の提供

五 入浴介助

六 送迎

七 機能訓練

八 地域密着型通所介護事業

九 介護保険サービスにかかる事業

(利用料その他の費用の額)

第8条

利用料の額は厚生労働大臣の定める基準及び市町の長が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する場合には、負担割合証の定める割合とする。

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費 1 kmあたり 200 円を徴収する。
 - 二 指定通所介護及び第 1 号通所介護の提供における食事代については 1 食あたり 500 円、おむつ代については 1 枚につき 150 円、おむつ用パット代については 1 枚につき 50 円を徴収する。
 - 三 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護及び第 1 号通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。
- 3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条

通常の事業の実施地域は、焼津市・藤枝市・島田市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条

利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条

従業者は、指定通所介護及び第 1 号通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条

事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(利益供与等の禁止)

第 13 条

事業者は、居宅介護（介護予防）支援事業者またはその他従業者に対し、利用者に事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

- 事業者は、従業員の資質向上を図るために定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。
 - 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 6 年2回、6ヶ月を目安に運営推進会議を行う。これは事業者が行うサービスを地域に明らかにし、地域に開かれ、求められるサービスを行うために、皆様からのご要望やご助言をいただくためのものである。

附則

この規程は、平成25年 10月 1日より施行する。

平成26年10月1日改正（平成26年10月1日より適用）

平成28年4月1日より地域密着型通所介護事業を行う。

平成29年3月 1日 改正

平成29年11月10日 第5条の一を改訂。平成29年12月1日より適用。

平成30年2月26日 各号の「指定介護予防通所介護」を「第1号通所介護」に変更
第8条1に「及び市町の長が定める基準」を追加。同日施行。

以上